

2016年度「当社取締役会の実効性の分析・評価」結果の概要について

2017年3月28日

アサヒグループホールディングス株式会社

当社は、『経営理念』を起点として、2016年に更新した『長期ビジョン』において、10年程度先を見据えた事業の将来像を付加し、グループ全体のありたい姿とステークホルダーに対するビジョンを定めています。また、ビジョンの実現を目指して2016年にスタートした『中期経営方針』では、「稼ぐ力」の強化、資産・資本効率の向上、ESGへの取組み強化の3つを重点課題として掲げ、これまで取り組んできた“企業価値向上経営”の更なる深化に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。

当社は、“企業価値向上経営”の更なる深化のためには、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う「攻めのガバナンス」が必要不可欠であると考えており、コーポレートガバナンスに関する当社の基本的な考え方、枠組み及び運営指針を定める『コーポレートガバナンス・ガイドライン』を策定しています。

当社取締役会は、『コーポレートガバナンス・ガイドライン』に基づき、2016年度における取締役会の実効性を分析・評価いたしましたので、その結果の概要を以下の通り開示いたします。

なお、『コーポレートガバナンス・ガイドライン』及び『中期経営方針』は、当社のホームページにて公表しておりますのでご参照ください。

- ・コーポレートガバナンス・ガイドライン：<http://www.asahigroup-holdings.com/company/governance/>
- ・中期経営方針：<http://www.asahigroup-holdings.com/ir/management/plan.html>

・分析・評価結果の概要

自己評価票による各取締役及び監査役による取締役会の実効性にかかる評価の結果は、大多数の質問項目につき、問題なくできているとの回答が高い割合を占めました。

一方、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、『中期経営方針』に基づいて“企業価値向上経営”の更なる深化に取り組んでおり、取締役及び監査役は、その取り組みを推進するため、取締役会の一層の充実が不可欠と認識しています。このため、各役員から取締役会の改善に向けた提言が多数なされました。

また、2015年度評価において課題とされた、「サクセッション・プランの監督を行うこと」については、同プランを指名委員会での議論を経て策定し、取締役会で報告を受けるなどの取り組みの結果、大幅に評価結果が改善されました。また、同評価において各取締役から提言された、「社外取締役に対して当社の事業環境の理解を促進する機会や情報提供をより充実すること」及び「社外取締役のアドバイスをより一層経営に反映するための方策を講じること」については、重要議案について検討段階から具体的な説明を重ねるなどの取り組みの結果、問題なしと認識する取締役が多くを占めました。「各取締役の知識・経験・能力のバランスや多様性の更なる強化を図ること」、「社内取締役が担当のみならず高い視点からグループ全体の経営に関与すること」及び「ESGへの取組み強化について取締役会で一層の議論を図ること」に関する評価についても改善が見られました。

当社取締役会は、上記を踏まえ議論した結果、2016年度の実効性は、昨年と同じく「おおむね有効であった」と結論付けました。

・今後の取り組み

上記の評価の結果に基づき取締役会で議論した結果、当社取締役会は、各取締役及び監査役からの提言を受けて、以下の3点を課題として認識し、取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

）取締役会の議論をより充実させるための工夫

取締役会で審議すべき事項についてより適切に情報を提供することや、取締役会の外に討議・議論を自由に行なう場を整備することなどに取り組みます。

）当社事業の急速なグローバル化に対応するガバナンスの推進

グローバル化に対応する内部統制システムやリスク管理体制のより一層の整備推進や、グローバル化に対応した取締役会のありかたの更なる向上などに取り組みます。

）企業の社会的価値向上・ESGへの取り組みの推進

経営環境の変化に応じた、当社の社会的価値に関するより一層の議論の推進などに取り組みます。

・分析・評価方法

当社取締役会は、2016年度における取締役会の実効性を分析・評価するため、2017年1月に、取締役会事務局が作成した自己評価調査票により、各取締役及び監査役が評価を行うとともに、その結果に基づき、2017年3月の取締役会において2回に亘り議論を行い、評価の内容を決定いたしました。

なお、本年から、独立の立場から取締役の職務の執行を監査する監査役も、モニタリングの結果をより反映するため、取締役会での議論に加え、調査票による評価を行っております。また、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」における、取締役会の役割・責務を含む、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針に変更はないため、評価項目については、基本的に2015年度と同じとしつつ、当社を取り巻く経営環境の変化への対応や2015年度の課題・提言事項を踏まえ、改定を行っております。

取締役会事務局は、第三者である外部アドバイザーの意見を参考にして、自己評価調査票の作成並びに各取締役及び監査役の評価結果の取りまとめを行いました。

・評価項目

自己評価調査票の大項目は以下のとおりです。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 取締役会の役割と責務 | 8. 独立社外取締役 |
| 2. 取締役会の議論と取り組み | 9. リスクマネジメント |
| 3. 適切なリスクテイクの支援 | 10. サクセッション・プラン |
| 4. 経営陣への委任 | 11. 取締役会の情報入手と支援体制 |
| 5. 取締役会の構成 | 12. 取締役への情報提供 |
| 6. 経営陣幹部と取締役の選任 | 13. 株主との対話 |
| 7. 経営陣の報酬 | 14. 取締役会の実効性 |

以上